

令和6年10月10日
常滑市病院事業

常滑市病院事業職員の懲戒処分について

下記のとおり、懲戒処分を行いましたので公表します。

このたびの職員の規律違反について、お詫び申し上げますと共に、これまで以上に職員の規律の徹底により再発防止を図り、市民の信頼回復に努めて参ります。

記

1. 処分日・処分内容等

処分日	所属・職名	年齢	処分内容	処分理由
令和6年 10月10日	市民病院診療局リハビリセンター 理学療法士	23歳	停職3か月	任命権者に許可を得ることなく、キャバクラ店で勤務をしたことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）及び同法第38条（営利企業への従事等の制限）に違反し、同法第29条第1項第1号（法律に違反した場合）に該当するため

2. 処分に至った事実の概要

令和5年10月から、約1年間にわたりキャバクラ店で週3～5回の頻度で勤務し、月50万円～100万円の収入を得ていた。

また、現在までに計9回の遅刻などがあり業務に支障をきたしていた。

本人は、「友人から誘われたこと、生活費に余裕がないことが嫌で兼業を始めた。兼業が禁止されていることは知っていた。甘い考えだった。」と話している。

なお、本人は令和6年10月10日付で退職した。